

明治二十年代の陸羯南の対外論と日清戦争：徳富蘇峰の膨張論との比較

内海，瑛作
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/7343130>

出版情報：学生法政論集. 19, pp.53-68, 2025-03-25. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



明治二十年代の陸羯南の対外論と日清戦争

—徳富蘇峰の膨張論との比較—

内 海 瑛 作

〈目 次〉

はじめに

第一章 明治二十年代の条約改正問題における陸羯南の主張

第一節 新聞『日本』の創刊と「国民主義」

第二節 大隈重信外相による条約改正問題

第三節 条約励行運動

第二章 日清戦争における陸羯南の対外論

第一節 「国際論」における対外認識

第二節 日清戦争における主張

第三章 徳富蘇峰の膨張論

第一節 条約改正問題に対する主張

第二節 『吉田松陰』

第三節 『大日本膨張論』

第四節 陸羯南の対外論との比較

おわりに

はじめに

「明治中期新聞界の巨峰」と評される陸羯南は、新聞記者として内政、外交にわたり独自の論説を展開した人物である。彼は、明治二十二年に新聞『日本』を創刊し、政界や政党から一線を画しながら社説を担当し続け、その生涯を終えた。陸羯南研究の先駆けとなった丸山眞男は、羯南を明治二十年代における日本主義運動の「最も輝けるイデオログの一人」として位置づける。羯南は、日本型ファシズムと結びつくことによって「兇悪な犯罪者」となった日本主義の、「無邪気で健康な少年時代」を形作ったのである¹。そのような羯南が唱えた「国民主義」は、対外関係を論じるなかで多く登場する。したがって、本稿では明治二十年代の陸羯南の思想を理解するために、彼の対外論を取り扱う。その上

¹ 丸山眞男「陸羯南一人と思想」『中央公論』1947年2月号。（『丸山眞男集』第三巻、岩波書店、1995、93頁。）

で、『日本』が創刊以降はじめて直面した対外問題である条約改正運動と、対外認識に大きな影響を与えた日清戦争に着目し、陸羯南の対外論を検討する。

また本稿では、羯南の対外論を分析するために明治期の代表的なジャーナリストである徳富蘇峰の対外論との比較を試みる。蘇峰は、明治二十一年に民友社を創設し、総合雑誌『国民之友』を創刊する。そして、明治二十三年には『国民新聞』を発行し、明治、大正、昭和にわたって言論界を主導した。また、彼は日清戦争後に第二次松方内閣の内務省勅任参事官に就任するなど、同時代に活躍した言論人でありながら一貫して在野で活躍した羯南とは対照的な経歴を持つ。明治二十年代の羯南の対外論についての先行研究でも、蘇峰の対外論について言及されているものが数多くある。胆紅氏は主に条約改正問題における羯南の主張を蘇峰の平民主義との比較の上で検討している。朴羊信氏は、日清戦争から日露戦争にかけての羯南の対外論を、蘇峰の膨張論や帝国主義を紹介しながら包括的に構築している。本稿では、特に明治二十年代後半に出版された蘇峰の『吉田松陰』と『大日本膨張論』における膨張論について注目し、羯南の対外論との比較研究を行う²。

第一章では、羯南に代表される「国民主義」と条約改正問題における主張を見ていく。その上で、第二章では日清戦争における主張について考察した。そして第三章では、条約改正問題における蘇峰の主張と、『吉田松陰』と『大日本膨張論』における膨張論について触れた上で、両者の対外論について比較研究を行った。

第一章 明治二十年代の条約改正問題における陸羯南の主張

明治二十年代の条約改正問題は、内政、外交にわたる大きな争点であった。本章では、明治二十年代の陸羯南の対外論を理解するために、明治二十二年の大隈重信外相による条約改正問題と明治二十六年の条約励行運動に関して、新聞『日本』が展開した主張について取り上げる。

第一節 新聞『日本』の創刊と「国民主義」

新聞『日本』が創刊されたのは明治二十二年二月十一日である。この日は、紀元節と大日本帝国憲法が発布された日として知られている。羯南は創刊にあたって、「創刊の辞」を掲載する。ここでは、まず新聞のあり方について、新聞紙が政権を争うための機関となる

² 胆紅「陸羯南と新聞『日本』のアジア論：日清戦争まで」（『国際公共政策研究』第9巻第2号、2005）、朴羊信『陸羯南 政治認識と対外論』（岩波書店、2008）。陸羯南の先行研究については、片山慶隆「陸羯南研究の現状と課題—対外論・立憲主義・ナショナリズム—」（『一橋法学』第6巻1号、2007）を参照した。片山慶隆氏は、陸羯南に関する研究史を整理し、今後の展望を提示した。また、『陸羯南全集』の刊行以前と以降の研究状況を基にして、羯南の対外論についての研究は侵略論と平和主義論の対立であったと分析した。

ことと営利目的になることについて否定した。その上で『日本』の新聞紙としての「職分」は、対外的には「国民精神の回復発揚」、国内に向かっては「国民団結」を促すことであると説明する³。そして、「国民精神の発揚」のためには、まず権利自由平等などの概念や哲学、経済や実業に至るまで「泰西文明の善美」を知らなければならぬとして、西洋文明の受容の必要性を説く。しかし、それらを日本に採用する場合は、日本の利益や幸福に資するかどうかで判断しなければならないと主張した⁴。

「創刊の辞」で展開された、対外的な「国民精神の回復発揚」と国内に向かっての「国民統一」という主張は、羯南が以前から主張してきた「国民主義」の延長線上にあるといえる。『日本』創刊前に羯南が記者として働いていた『東京新報』では、「国民主義」を「ナショナリチー」の訳語として紹介し、「国民（ネーション）なるものを基として他国民に対する独立特殊の性格を包括したるものなれば、暫く之を国民主義と訳せり」と説明している⁵。そして、自主独立の国権を保つ上で必要な「国民主義」の発揚奮励のために文化の統一を必要とする⁶。文化とは、国民特有の性格から成立する「言語、風俗、血統、習慣、其他国民の身体に適合せる制度法律等を綜合せるもの」である⁷。彼は、この国民特有の文化を重視する。ただし、「創刊の辞」と同様に、今日の時勢においては欧米諸国の文化を採らなければならないとしつつ、「道理と実用とを以て標準となし、国民の性格を毀損せざる」程度に採用するとした⁸。このように羯南は、対外的な自主独立を保つために「国民主義」の発揚を必要とし、その上で自国特有の文化の統一を求めた。この「国民主義」は羯南の対外論を分析する上で有益な基準であると評価されている⁹。以下、条約改正問題における羯南の主張を、「国民主義」に基づいて分析する。

第二節 大隈重信外相による条約改正問題

第一次伊藤内閣にて条約改正交渉を担当したのは井上馨外相であった。井上外相は内地雑居を認める代わりに治外法権の撤廃を試みるが、彼が提示した裁判管轄条約案は政府内からの批判にさらされる¹⁰。また、当時農省務大臣であった谷干城も内地の全面開放が日本の産業に大きな影響を与えることを指摘している。谷は新聞『日本』の創刊に携わり、

³ 西田長寿・植手通有編『陸羯南全集 第二巻』みすず書房、1969、1頁。（以下、『全集〇（ローマ数字）』と表示。）

⁴ 有山輝雄『陸羯南』吉川弘文館、2007、112頁。

⁵ 「日本文明進歩の岐路（一）」（明治二十一年六月九日）『全集Ⅰ』、397頁。

⁶ 「日本文明進歩の岐路（三）」（明治二十一年六月十三日）同上、399頁。

⁷ 同上、399頁。

⁸ 「日本文明進歩の岐路（一）」（明治二十一年六月九日）同上、396～397頁。

⁹ 朴羊信『陸羯南 政治認識と対外論』岩波書店、2008、46頁。

¹⁰ 批判をした人物として、ボアソナードや司法大臣山田顕義などが挙げられる。（井上貞光ほか『明治日本歴史体系普及版13 明治国家の成立』山川出版社、1996、404頁を参考。）

大隈外相による条約改正交渉においても反対運動を主導した人物である。政府内部の批判により、明治十九年六月に井上は裁判管轄条約案を撤回、同年十月に辞職した。

明治二十一年二月に外相に就任した大隈重信は、第一次伊藤内閣にて頓挫した条約改正交渉を再開させる。大隈の改正案は井上案との相違点はほとんどなかったが、外国人判事採用と法典編纂問題を条文から削り、外務大臣の宣言（外交告知文）として出すという手法を取った¹¹。しかし、本来秘密であったはずの外交告知文の内容をイギリスの新聞が報じると、民間の条約改正交渉反対運動が盛んになる。当時、在野であった谷はこの反対運動の中心人物であったため、当然ながら谷の影響下にある『日本』も条約改正には反対の立場を取るようになった。

『日本』が初めて条約改正問題を報じたのは明治二十二年五月三十一日付の記事であり、それも他の新聞が報道した四月十九日付『ザ・タイムス』の報道の翻訳記事であった¹²。『日本』では、同年六月十六日付社説「条約改正の精神は如何」から、条約改正問題について本格的に扱い始める。ここでは、明治十九年の井上外相による条約改正について改めて批判をするとともに、大隈案についてはまだ本文を見ていないため早計に議論をすることが出来ないとしている¹³。『日本』が条約改正について明確に反対の立場を示すのは、同年七月十六日付社説「報知新聞の条約改正論」である。この社説は10回にわたって連載された。ここでは、「明白に改進黨の機関紙」たる報知新聞に対して大隈外相との近さを指摘しつつ、改正条約を「日本人民の多数が熱望する条約改正にあらず」として反対の立場を鮮明にした¹⁴。

羯南は条約改正反対の根拠として、「内治干渉」という言葉をたびたび用いる。内治干渉とは、「諸外国が一国の内治を信用せずして其の法律の改定を促がし、其の官吏の任命を命ずる等のこと」である¹⁵。その上で、内治干渉は「不羈独立を牽制して、主権の本質を奪うもの」として、「人選撰用に外国の命を聴き、法律実施に外国に命を聴く大隈案は、内治干渉による弊害を免れることはできないと批判した¹⁶。また、羯南は外国人裁判官の任用を国民精神の除去としても捉える。前述したとおり、彼の「国民主義」は対外的な独立のために国民精神の発揮を求めている。そのため、国民精神の除去を伴う条約改正は羯南にとって到底受け入れがたいものであった。条約改正交渉は、明治二十二年十月十八日に爆裂弾の投擲によって大隈外相が重傷を負ったことを受け、翌十九日に臨時閣議の場で中

¹¹ 同上、412頁。

¹² 条約改正問題に注目が高まったのは、四月二十三日に『郵便報知新聞』が『ザ・タイムス』四月十日号社説の抄訳記事を掲載してからである。（有山、前掲書、117頁～119頁。）

¹³ 『全集Ⅱ』131頁。

¹⁴ 同上、168～170頁。

¹⁵ 「治外法権と内治干渉論」（明治二十二年七月三十日）同上、189頁。

¹⁶ 「内治干渉論」（明治二十二年八月二十二日）同上、197頁。

止が決定した。羯南は『日本』において、交渉中止が決定するまで反対の立場を取り続けた。

第三節 条約励行運動

条約励行運動とは、明治二十六年中頃から条約改正交渉を開始した第二次伊藤内閣に対して、現行条約の厳格な履行を求めた反政府運動である。この運動は、議会における改進黨が内地雑居尚早論を唱えた大日本協会と共同歩調を取ったことによって活発化¹⁷し、日清戦争が開始するまで継続した。条約励行運動の特徴として、改正ではなく励行を目的としていたこと、従来まで「吏党」だった国民協会が反政府運動に参加したこと、一貫して藩閥政府を支持してきた貴族院の中から近衛篤磨や谷干城など¹⁸が運動に同調したこと、全国の新聞社や雑誌社の記者が全国的な運動組織を作ったことが挙げられる。この運動組織では、明治二十七年三月二十八日に、『日本』『二六』『報知』『中央』『読売』『毎日』『国民』『国会』『国民之友』『新朝野』の東京府下の10の新聞雑誌記者が会合し、条約励行に加えて「責任内閣・自主的外交」のスローガンを採択した¹⁹。羯南に加えて、これまで欧化主義を唱えてきた徳富蘇峰もこの会合に参加していた²⁰。

羯南は、明治二十五年八月十五日付社説「内治対外策」で、条約改正について言及する²¹。同年八月八日に成立した第二次伊藤内閣が本格的に条約改正交渉を行うのは翌年の事であるが、新内閣発足に合わせて対外論について言及した。彼はこれまでの条約改正交渉を、外国人に内地雑居を認める代わりに条約改正の許諾を得ようとする「細作主義の外政」と呼び、無益有害として批判する。そして、現行条約の範囲内で「我が国権を回復し我が民利を保護すること」が外務大臣の責任であると指摘した。また、彼は同年八月十六日から三回にわたって連載された社説「対外策階梯」では、内地雑居の問題についても言及する²²。そこでは、非内地雑居論を唱える識者が現れていることを、「対外策に於ける知見の一進歩」と評している。しかし、内治雑居は条約改正の自然な結果であり、国際上の一般的な慣習であるため、非内地雑居論には軽々しく賛成できないとも述べる。その上で、「国際競争の実を究めて内治上適當の施設を遂げざる間」は内地雑居を拒むことが出来るとした。このような「内地雑居尚早論」は、陸奥外相のもとで行われていた対等性が強い外交交渉が進

¹⁷ 改進黨が従来からの外交政策を転換し、条約励行を唱えたことによって、衆議院における条約励行派が条約改正を主張していた自由党の議席数を上回ることとなった。（井上貞光ほか『明治日本歴史体系普及版14 明治憲法体制の展開 [上]』山川出版社、1996、33頁。）

¹⁸ 同上、35頁。

¹⁹ 坂野潤治『明治憲法体制の確立—富国強兵と民力休養』（東京大学出版会、1971）87頁。

²⁰ 井上ほか、前掲書、36頁。

²¹ 『全集Ⅲ』586頁。

²² 同上、588頁。

められていくと、政治争点として急速に注目を浴びるようになった²³。

大日本協会が明治二十六年十月に設立されると、『日本』も同年十月十七日付社説「現条約厲行」²⁴を上下の二回にわたって連載し、条約励行の立場を鮮明にさせる。彼は、大隈外相の対外政策について、大隈が改正を試みた条約案に対しては反対だったとしつつも、外相時代の外国に対する「強硬政略」について高い評価を与える。そして、国内においても「強硬政略」が必要であることを説き、それが現条約励行論であると強調した。羯南がいう条約励行とは、現条約を「護る」ことではなく、「条約の本文が許す限り成るべく我が国権を拡張せよ」という意味であった²⁵。また政府に対しては、法令などの「理窟」によって「国民的感情」を抑えているとして批判する²⁶。「国民的感情」とは、「内に向ふては国民の統一すべきを感じ、外に向かいては国民の特立すべきを感じること」である²⁷。前者については、国内政治が薩長の一部に握られていると批判し、政権を国民全般の手に帰することを求め、国民的感情に基づいた政府のあり方として責任内閣論²⁸を紹介した。後者については、外国との社交上では国民固有の性格を保つこと、政治上では外権の侵入を防ぐことであると説明し、その手段として条約励行論を挙げた。以上のように、第二次伊藤内閣における外交交渉で羯南は、「藩閥打破」、「条約励行」、「責任内閣」というスローガンを掲げて反対運動を展開した。

明治二十年代の条約改正問題を通して、羯南は「国民主義」に立脚して反対を主張したといえる。すなわち、治外法権を撤廃する条件として設定された外国人裁判官の任用によって棄損されるのは、「国民的精神」であり、「国民的感情」である。これらが棄損されるということは、日本が国家としての主権の本質を損なうことと同義である。ただ、羯南は条約改正自体に反対ではなく、「国民的精神」を棄損しないような条約改正を望んでおり、そのような改正を「我が政界の大希望」と表現するほどであった²⁹。そのため、治外法権を完全撤廃し、関税自主権を部分的に回復した日英通商航海条約については、「十五年来の大希望は全く成就せり」と歓迎することとなる。尚早論の立場を取っていた内地雑居についても、治外法権の完全撤廃に伴い、「外国人をして我が司法権の下に立たしむる」としてこれを容認した³⁰。

²³ 坂野、前掲書、82頁。

²⁴ 『全集IV』300頁。

²⁵ 「条約厲行の解」（明治二十六年十二月九日）同上、329頁。

²⁶ 「感情と理窟（政界の衝突）」（明治二十七年二月二十三日）同上、421頁。

²⁷ 「国民的感情」（明治二十七年二月二十四日）同上、422頁。

²⁸ 責任内閣論については明確な形を想定していなかったという指摘がなされている。（有山、前掲書、165頁。）

²⁹ 「日英新条約の發布」（明治二十七年八月二十九日）同上、592頁。

³⁰ 同上、592頁。

第二章 日清戦争における陸羯南の対外論

第一節 「国際論」における対外認識

本節では、日清戦争期における羯南の主張を分析するために、まず明治二十六年に出版された『原政及国際論』の「国際論」に基づいて羯南の国際認識を検討する。『原政及国際論』は明治二十六年八月に日本新聞社から出版された。これは、同年三月に「原政」、四月に「国際論」という題名で『日本』の連載論説として掲載されたものである³¹。なお、当時の国際関係を理論的に分析した「国際論」は、日本での国際政治論の濫觴としての性格を有していると評価されている³²。

「国際論」にて、羯南は国際競争の類型として「狼吞」と「蚕食」を想定する。「狼吞」とは、国家の意志によって明白に他国の領土を併呑することであり、「蚕食」とは、個人が偶然によって他の民を侵食することである。ただ、現実の国際社会ではこれらの区別は明確ではなく、「狼吞」と「蚕食」のどちらが先に行われるかも個々の場合によって異なる。さらに彼は、「狼吞」を、戦争などによる「生理的狼吞」、居留地など一部の主権を制限する「財理的狼吞」、言語や宗教によって「心理上の機能を自国風に導化」する「心理的狼吞」に分け、生理、財理、心理の順序で「狼吞」は行われると説明する。同様に、「蚕食」の場合も、個人が宗教などを布教する「心理的蚕食」、個々の商人と通商を行う「財理的蚕食」、軍隊において外国人を雇う「生理的蚕食」に分け、心理、財理、生理の順序で「蚕食」は行われると説明する³³。

国際競争について以上のような分析をした上で、羯南は現在の日本が在留外国人によって、「心理的蚕食」を受けつつあることを指摘する。彼は、上流階級の人々が自国の「言語、文芸、学術、技能、宗教、哲理等」の文化を理解することなく、外国の文化に感化されていることを批判する。そして、上級階級への感化が全国民に浸透することにより、日本が「心理的蚕食」を受けていると警鐘を鳴らした。また、「狼吞」は強国のみが行うことが出来るとしつつも、「蚕食」については、「其の利害は唯だ我れの国民的精神の強弱に因りて分かるゝのみ」と説明する。つまり、「蚕食」の勝敗を決するのは、軍事的、経済的な強弱ではなく、「国民的精神」の強弱である。「心理的蚕食」を受けつつある当時の日本に対して、羯南は「国際論」を通して、自国の「文化」や「国民的精神」の保持を強く訴えていたのである³⁴。

「国際論」の後半では、国際法について「国際法なるものは実に歐洲諸国の家法にして世界の公道にはあらず」として批判する。その理由に、国際法は「基督教国」を基礎とし

³¹ 松田宏一郎『陸羯南—自由に公論を代表す—』ミネルヴァ書房、2008、170頁。

³² 朴、前掲書、51頁。

³³ 『全集 I』145～170頁。

³⁴ 同上、162頁。

て存立しているため、欧州以外の国々については適用されず、さらに欧州諸国はそれらの国々に対して「斬棄御免」の特権まで有しているとする。日本国内では維新の革命によって武士による「斬棄御免」の特権が消滅したが、国際社会は「国と国との交際に於ける革命は未だ少しも仕遂げられざるなり」と現状を分析した。その上で、日本が国際社会において取るべき手段として三つの選択肢を提示する。それは、「斬棄御免」に甘んずること、「国際革命」を訴えること、国際法の利益を得るために欧化することである。そして、一つ目は「狼吞」、三つ目は「蚕食」であるため、取るべきではないと論じる。羯南は、欧州の家法である国際法が正理公道に基づく世界の公法となることを強く希望し、その率先者が日本であることを望んだ³⁵。

「国際論」では、条約改正を推し進める政府に対して、「狼吞」と「蚕食」の論理を用いることによって反対を示した。また、外国の文化の一方的な流入、つまり「心理的蚕食」によって「国民的精神」が棄損され、国家としての独立が揺らぐことに対して危機感を示す。そうした点において、「国際論」を「国民主義」の延長線上に位置づけることができるといえる。

第二節 日清戦争における主張

明治二十七年七月に日清戦争が勃発する。東学党の乱を契機として清と日本それぞれが朝鮮半島に軍隊を派遣、七月二十五日に豊島沖にて日本海軍が清国北洋艦隊の一部と交戦、八月一日に宣誓の詔書を発表した³⁶。その後日本軍は、平壤や大連、旅順を占領する。そして、翌年二月十二日に威海衛海戦にて北洋艦隊が降伏したことによって、日本側の勝利は決定的となり、同年四月十七日に下関条約を調印した。東学党の乱以降、『日本』の社説の多くは東アジア情勢に関する内容となっていく。ただ東学党の乱が起こる以前から、羯南は、朝鮮半島の情勢が不安定化するのに伴い、「外政の基は東洋政略の確定に在ると信じ、而して条約改正の如きをば其一部に置く」³⁷として、条約改正問題を中心とした強硬外交の対象を欧州からアジアへと代えつつあった³⁸。

羯南は朝鮮半島における日本の役割を、朝鮮の保護に見出す³⁹。清の干渉によって「日に衰替の状にある」朝鮮を救うのは文明国の役割だと説明した上で、日本がその役割を果たすことの必要性を説いた。その目的は日本が清に代わって朝鮮を「属邦」とするのでは

³⁵ 同上、172～181頁。

³⁶ 井上貞光ほか『明治日本歴史体系普及版14 明治憲法体制の展開 [上]』山川出版社、1996、47頁。

³⁷ 『全集IV』498頁。

³⁸ 『日本』が強硬外交の対象を欧州からアジアに転じた要因として、明治二十七年五月に結成された立憲革新党が現行条約励行論と並んで、「東洋に於ける外交政略」の革新を謳ったことに呼応したことが指摘されている。（井上貞光ほか『明治日本歴史体系普及版14 明治憲法体制の展開 [上]』山川出版社、1996、337頁。）

³⁹ 「我帝国の対韓政策を妨害する国は是れ文明国に非ず」（明治二十七年七月二十九日）同上、564頁。

なく、朝鮮を「東洋の旧国として其の自主独立を完ふするに至らしめ、永く唇齒⁴⁰相救ひて善隣の好を保たん」とすることであった。その後、豊島沖における日本軍の戦勝の報が入ると、羯南は日清戦争の意義について以下の三点を提示する⁴¹。第一は「朝鮮自主及安寧を担保せしむる事」、第二は「日本の名誉及利益を回復する事」、第三は「東洋の秩序及平和を維持する事」である。羯南は、朝鮮を「属邦」として扱っている清に代わり、日本が朝鮮を「誘掖」することを目的にすることによって、戦争の正当化を試みる。また、東洋の安寧と平和をもたらすことによって初めて、東洋を勢力下に置こうとする欧米諸国に対抗することが出来ると想定する。

羯南は東洋の安定をもたらす主体として日本を位置づける一方で、日清戦争を日本が列強諸国に仲間入りする機会としても捉えていた。つまり、欧米諸国と東洋を「包丁」と「俎」の関係に例え、日清戦争の目的を「帝国を俎上より除去りて料理人の坐に就かしめんこと」と考える⁴²。そして、いまだに「俎」の上に横たわっていることを自覚していない清に対して、「野蛮を化して文明と為す」という目的であれば、侵略や土地の割譲は仕方ないという見方も示す。その結果が「東洋全体の同慶」となるため、日本の侵略は正当化されるのである⁴³。

羯南は、明治二十七年十月から七回にわたり「対外論」⁴⁴と題して、戦後の対外政策についても論じている。そこでは、「北方に於いて防守的なるべく南方に於いて進取的なるべく」という「北守南進論」を展開する。彼は、北方において国権を拡張しようとするロシアと南方における英国という地政学的な観点から、東洋の将来を「英露両国の角力場」と考える。北方に対しては、朝鮮と国境を接するロシアを考慮しながら、清の朝鮮に対する干渉を排除して独立を担保するために朝鮮への軍隊の駐屯を求める⁴⁵。ただロシアとの交渉は防守的であるべきだと繰り返し述べる。一方で、南方、すなわち「支那の南部における海陸」⁴⁶に対しては進取的な姿勢を求める。進取とは、主に貿易や航海を通じた国威の

⁴⁰ 羯南は日清韓の関係を「唇齒輔車」として捉え、国内で「征韓伐清」の世論があることに危機感を示すとともに、三国が互いに結託することを求めていた。（「対清策は是れ対韓策」（明治二十七年七月十二日）同上、546頁。）

⁴¹ 「対清策は必ず決戦を要す」（明治二十七年八月二日）同上、567頁。

⁴² 「東洋の新局面（戦後の時局を予め想定せよ）」（明治二十七年八月十七日）同上、580頁。

⁴³ （「外政策（五）」（明治二十七年十月二十二日）同上、642頁）では、ロシアが建設を進めていたシベリア鉄道が、単に兵路としてではなく、「亜欧間の国際的公路」となって平和に資するとの見方をしている。

⁴⁴ 同上、636頁。

⁴⁵ 「北守」には、日本軍による清の内地侵入を牽制する意図があったことも指摘されている。（朴、前掲書、75頁。）

⁴⁶ （「南進の路を開け」（明治二十七年十一月二十二日）同上、674頁）では、台湾を「商事上軍事上の要地」として表現し、その後の社説においても台湾への進出がたびたび言及されているため、羯南は南方の進出先として第一に台湾を想定していたと考えられる。

伸張であり、その目的のための軍隊の駐屯を許容している。羯南が南方への進取にこだわった要因の一つとして、アヘン戦争に象徴される英国の東洋での振る舞いに対して、英国に代表される「文明」への消極的な評価があったことが指摘されている⁴⁷。羯南は、このような「北守南進論」を通して、北方では朝鮮の自主独立のために防衛的な姿勢を、南方では商業を通して国権を伸張するべきだとする進取的な姿勢を政府に対して求めた。

条約改正問題において羯南は、「国民主義」に基づき、「国民的精神」が発揚して初めて欧州諸国に対して日本の自主独立を担保することが出来ると主張してきた。そして、「国際論」では「蚕食」という理論を用いることによって、条約改正の争点となっていた内地雑居と外国人裁判官の任用に対して反対を訴える。しかし、日清戦争という東洋の国家間の戦争が起こると、朝鮮に不当に干渉（「心理的蚕食」）する清に代わり日本がその自主独立を導くという、対外的な「国民主義」が展開される。そして、朝鮮の独立が東洋の安寧をもたらすという理由によって戦争を正当化した。しかし、この外向きの「国民主義」は、侵略を肯定する論理としての危険性を内包していたし、現に清に対しては領土の割譲を求めていた。ただ、羯南にとって最も重要なのは東洋の「均整」であった。戦争下において日本の戦後経営を考え始めた羯南は、「対清策は一転して対欧策となる」⁴⁸という観点から、欧米諸国とのアジアにおける覇権争いを想定して「北守南進論」を展開することになったのである。

第三章 徳富蘇峰の膨張論

本章では、まず条約改正問題における蘇峰の主張を紹介する。そして、次に『吉田松陰』（明治二十六年）と『大日本膨張論』（明治二十七年）を中心に膨張論について検討し、羯南の対外論と比較する。『吉田松陰』は、本郷会堂で行われた講演を基にして『国民之友』で連載した「吉田松陰」を修正増補したものである。初版が出版されたのが明治二十六年十二月だが、初版に加筆修正を加えた改訂版が明治四十一年に出版されている⁴⁹。『吉田松陰』では、松陰の伝記として彼の生涯をまとめつつも、蘇峰のナショナリズムの意識が色濃く反映されている⁵⁰。『大日本膨張論』は、日清戦争開戦前に発表した論文二編と開戦後に発表した六編に序文をつけて一冊にまとめたものである。ここでは、開戦前夜や戦時中と

⁴⁷ 朴、前掲書、79頁。

⁴⁸ 「東洋の新局面（戦後の時局を予め想定せよ）」（明治二十七年八月十七日）同上、580頁。

⁴⁹ 改訂版の内容は初版の特徴を強調することになったため、明治二十六年時点の蘇峰の立場や思想を知るうえで極めて有益であると評価されている。（米原謙『徳富蘇峰』中公新書、2003、102頁。）

⁵⁰ 植手通有は『植手通有集 2 徳富蘇峰論』（あつぷる出版社、2015、129頁）において、平民主義の時期には経済主義の反面として後退していたナショナリズムが、『吉田松陰』では前面に踊りだしてきたと指摘している。

いう執筆当時の時勢を反映して、独自の膨張論が具体的に展開されている。

第一節 条約改正問題に対する主張

先述したとおり、羯南は明治二十年代の条約改正問題では一貫して反対の立場を取っていた。明治二十二年の大隈外相による条約改正では、蘇峰は羯南と対照的な立場を取る。蘇峰が創刊に携わった『国民之友』では、国会の賛成派は過度に改正案を弁護する一方、反対派は過度に反対していると現状を分析し、党派争いによって互いに主張が極端になっていることを批判する。その上で、今回の改正案は完全なものではないが、国権は幾分か回復されると考え、「或るものは皆無勝る」として大隈案の改正条約に賛成の立場を取る⁵¹。また、内地雑居や外国人の土地所有、期限付きの外国人裁判官の任用に関しても許容の姿勢を示す。ここでは「内治干渉」を理由に反対の立場を明確にしていた羯南とは意見を異にしていた。大隈案に対する両者の立場の違いについては、羯南が原理主義的で理想に忠実だったのに対して、蘇峰は必要であれば妥協も辞さないという点で便宜主義的であったと指摘されている⁵²。

第二次伊藤内閣における条約改正問題では、蘇峰はこれまでの改正賛成の立場を一転させて条約励行論を主張することとなる。その要因に、従来から蘇峰が唱えてきた民党合同による藩閥政府打破が挫折したことが挙げられる。蘇峰はこれまで自由党と改進黨が合同することによる藩閥政府の打破を志向していたが、自由党の政府への接近により、その実現性が低くなる。そこで、藩閥政府打破、責任内閣というスローガンを掲げることによって、羯南ら条約励行派と論調を合わせることとなったのである⁵³。

条約励行派と協同することによって、当時争点となっていた内地雑居に対しても反対の立場を取ることとなった。かつて蘇峰は、大隈案への賛成とともに内地雑居を許容していた。さらに明治二十六年には治外法権の回復には内地雑居が必要との考えを示していた⁵⁴にも関わらず、自らの立場を一転させたことになる。蘇峰は、藩閥打破と責任内閣の実現を、「国民的精神」と「平民的進歩主義」が合致することによって達成される「第二の維新」と想定する。そして、内地雑居を伴う条約改正を「維新の精神」に反する「自屈外交」と酷評し、自らの立場を肯定したのである⁵⁵。このような「第二の維新」という言葉は、『吉田松陰』や『大日本膨張論』でも用いられ、彼の膨張論を基礎づける概念となる。

⁵¹ 「改進黨、大同團結派を論じて條約改正に及ぶ」『国民之友』（五十八号、明治二十二年八月）11頁。

⁵² 米原謙『徳富蘇峰』中公新書、2003、71頁。

⁵³ 蘇峰は、明治二十七年一月に二回ほど羯南のもとを訪ね、懇談している。この会合によって蘇峰は条約励行派への協同を決意したと指摘されている。（米原、前掲書、96頁。）

⁵⁴ 「條約改正論（第三）」『国民之友』（百八十七号、明治二十六年四月）、11頁。

⁵⁵ 「平民的進歩主義と國民的精神」同上（二百二十二号、明治二十七年四月）、1～6頁。

第二節 『吉田松陰』

蘇峰は『吉田松陰』の緒言にて、「松陰を中心として、其の大勢、暗潜、黙移の現象を観察したるに過ぎず」として、松陰が生きた幕末当時の状況の観察を重点的に行い、本書を『維新革命前史論』として位置付ける。まず、明治維新という現象を分析するにあたって寛政・文化の年代まで遡る。蘇峰によれば、寛政にロシアの商船が来日してから幕末に至るまでの度重なる外国船の来航によって、「対外思想」が誘起された。そして、「対外思想」は「国民的精神」を発揮し、「国民的精神」は「国民的統一」を鼓舞する。言い換えると、「外国てふ観念」が生じると「日本国てふ観念」が生じるのである。「日本国てふ観念」が生じると「藩てふ観念」が減びるため、明治維新によって封建社会が転覆したと分析した。

また、蘇峰は松陰を「攘夷家（寧ろ敵愾家）にして鎖国論に非ず、尊王家にして討幕家に非ず」と表現する⁵⁶。そして「尊国軀の念よりして尊王の念に波及したる」ため、「攘夷」の思想に基づいて「尊王」を主張するに至ったのである。松陰にとって、「攘夷」⁵⁷とは「国民的統一、国軀的保存、国権的拡張」であって、「鎖国論」とは一切結びつかない。そのため『吉田松陰』では、徳川幕府による鎖国政策を一貫して批判し続ける。鎖国政策がなければ、日本国民が「南洋諸島より、支那、印度洋に迫り、太平洋の兩岸に」その版図を拡張することが出来たと想定する。しかし、鎖国が「国民の膨張性」を枯死させてしまったため、実現が叶わなかった。ただ、幕末において蘇峰の言う「攘夷」が開国ではなく鎖国と結びついたのは、開国論者より鎖国論者の中にこそ、「敵愾、有為、活潑の徒」がいたからである。そのような状態で開国すると、国家の「元気」が奮わずに挫折して二度と元に戻らないという危機感があった。そのため、一時は鎖国を唱えてでも「天下の人心」が奮い立つまでは開国の方針は取らないとした。その結果、意図せずして「水戸派の意見」と一致したのである。蘇峰は『吉田松陰』の最終編で、「第二の維新を要するの時節は迫りぬ、第二の吉田松陰を要する時節は来りぬ」と述べる。明治維新から三十年が経過した当時、再び「攘夷」、すなわち「国民的統一、国軀的保存、国権的拡張」することとその運動の先駆者たる人物を求めたのである。

第三節 『大日本膨張論』

『吉田松陰』における膨張論は、明治維新という歴史的な文脈において扱われた。しかし、日清戦争期に書かれた『大日本膨張論』では、膨張論がより具体的に語られる。まず蘇峰は、徳川幕府による封建体制を「収縮の歴史」、維新後の日本を「膨張の歴史」と分析

⁵⁶ 『徳富蘇峰集』195頁。

⁵⁷ 蘇峰は松陰を「現実的攘夷家」と呼び、「空想的攘夷家」の水戸派とは色合いが異なるとしている。（同上、200頁。）

する。そして、人口増加が激しい今日の日本は、人口が増える分だけ土地を拡張しなければならないと主張し、日清戦争を「膨張的日本が、膨張的活動をなすの好機」として捉える。蘇峰にとって、日清戦争は、日本国内の「統一自衛」を尽くして、対外的には「大日本帝国を膨張せしむる」という「維新興国の業」を成し遂げるための手段でしかなかった。つまり、蘇峰は日清戦争を明治維新の延長線上に位置づけ、鎖国政策以来抑圧されていた「国家の膨張性」を発揮する機会であると考えたのである。

蘇峰は「国家の膨張」の必然性を繰り返すとともに、「個人膨張して、国家膨張す」として個人の活動を重視する。つまり、英国やロシア帝国がその版図を拡張し続けたことを、国民が「任意的、随意的」に膨張した結果だと分析し、国家が膨張するために日本国民にもその特性を要求する。蘇峰によると、「個人的活動は、本也。国家的膨張は、末也」であり、国家の膨張を基礎づけるのは「個人的活動」である。

日清戦争期は、蘇峰が平民主義から国家膨張主義へと変化した時期だと指摘されている⁵⁸。確かに、『将来之日本』⁵⁹では、強兵と富国、すなわち「武備機関」と「生産機関」は両立せず、「生産機関」の発達による市民社会の到来を予見していた。しかし、『大日本膨張論』では、その二つは両立併進することが出来ると述べられているように、蘇峰の主張の変容が見受けられる。ただ、『将来之日本』にて展開された「国家ハ人民ヲ以テ組織シタル一大有機物ナリ」⁶⁰という国家観は、国家の膨張的活動は個人的活動に基づくという点で『大日本膨張論』においても一貫していたといえるだろう。

第四節 陸羯南の対外論との比較

『吉田松陰』と『大日本膨張論』にて展開された蘇峰の膨張論は、日清戦争を「国家の膨張」という明治維新以来の国家の目的を成し遂げるための手段として位置付けた。一方で羯南は日清戦争を東洋の安寧及び平和のための戦争として捉え、東洋を狙う列強への意識から「北守南進論」を展開した。日清戦争期に国家のあり方を独自に展開した両者について、本節では「国民的精神」と「開国進取」という観点から比較検討を行う。

羯南にとって「国民的精神」とは、「国民主義」の根幹をなす概念である。「国民主義」では、「自国特有の文化」⁶¹を共有する「国民」が、その「文化上の生活」⁶²を強固にすることによって、国内では「国民」が統一する。そして、対外的に「国民的精神」を発揮することによって、国家の自主独立を担保することができるのである。羯南が想定する「国民的精神」とは、対外的に発揮される「愛国心」であり、自国と他国を区別するものであ

⁵⁸ 植手、前掲書、125頁。

⁵⁹ 『徳富蘇峰集』50頁。

⁶⁰ 同上、84頁。

⁶¹ 「日本文明進歩の岐路（二）」（明治二十一年六月十二日）『全集Ⅰ』398頁。

⁶² 「世界的理想と国民的観念（二）」（明治二十三年一月五日）『全集Ⅱ』371頁。

る。対外的な関係において「国民的精神」を捉えていたという点で蘇峰と共通している。しかし、蘇峰の想定する「国民的精神」⁶³は、個人の「膨張性」を内包していたという点で羯南と異なるといえる。蘇峰によれば、明治維新の契機となったのは、対外的な思想によって生じた「国民的精神」である。そして、明治維新では、鎖国によって抑圧された「国家の膨張性」が解放される。国家の活動は個人の活動によって基礎づけられるという蘇峰の前提から考えると、蘇峰は「国民的精神」に個人の「膨張性」を見出していたと考えられる。つまり、蘇峰にとっての「国民的精神」は、「国家の膨張性」を基礎づけるものであり、各個人の膨張性を内包していたといえる。一方で、羯南にとっての「国民的精神」は、あくまで文化を共有する国民が統一されることによって生じるものであり、自主独立を保つために発揮するものであった。

「開国進取」という言葉は、『日本』では明治二十七年十月二十五日付社説「真の開国進取（政治以外にも運行を要す）」において重点的に語られる⁶⁴。ここではまず、「開国進取の国是」は五箇条の御誓文と同時に発せられた「億兆安撫国威宣揚の宸翰」⁶⁵において示されたとする。すなわち開国と進取はそれぞれ「万里拓開」と「四方経営」を意味し、政治上の開国進取は日清戦争を通して果たされつつあるが、社交上、経済上においても同時に並行しなければならないと主張している。この「億兆安撫国威宣揚の宸翰」は、羯南にとっては他国に対する軍の派遣や駐屯、経済的な権益の獲得を正当化するものであった。ただ、羯南が考える「開国進取」とは、東洋を「平和の天地」とすることを目的としている。そのため、必要以上の軍備の拡張や海外への侵略は批判的であり、外交が再び平穏になった時には、軍に代って経済や通商によって「開国進取」をするべきであると主張した。

蘇峰は『大日本膨張論』にて、「開国進取」を神話や口碑まで遡って「我邦建国以来の国是」として位置付ける。蘇峰は、「開国進取」について具体的には、「北方を防御して、南方に展開する」という「大日本膨張の方針」を支持した⁶⁶。そして、北方はロシアを控え、南方には英国と対峙するなかで積極的に東洋の覇権を揮うべきだと主張する。その上で、蘇峰は「国防上、植民上、通商上」日本の膨張に必要不可欠な台湾の占領を強調した。蘇峰も羯南同様に「北守南進論」を唱え、台湾の必要性を共有していたといえる。ただ、羯南は北方への防守に対しては清国内に対する侵略への牽制が含まれていたことが指摘されているが、蘇峰は更なる軍備拡張とともに北京への侵略を訴えている⁶⁷ように、清に対してより強硬的な姿勢を見て取ることが出来る。

⁶³ 『徳富蘇峰集』174頁。

⁶⁴ 『全集Ⅳ』645頁。

⁶⁵ 同上、646頁。

⁶⁶ 『徳富蘇峰集』256頁。

⁶⁷ 同上、256頁。

おわりに

以上が、明治二十年代における陸羯南の対外論と徳富蘇峰の膨張論の比較検討である。両者は日清戦争中において「北守南進論」や台湾の占領など、同様の主張を繰り広げる。しかし、その論理は異なっていた。蘇峰は、明治維新以来の国家の目的である「膨張」の実現という歴史的な文脈に日清戦争を位置づけた。一方で羯南は、日清戦争の意義を東洋諸国の安寧または東洋における欧米諸国の均整に求めた。日清戦争以前の羯南は「国民主義」を論じる上で、いかに日本という国家の主権を守るかということに主眼をおいたが、日清戦争では朝鮮への出兵と経済上の国権の拡張を積極的に主張する。これまで主に国内に向けられてきた「国民主義」が対外的な積極性を持ち始めたのである。また、蘇峰にとっても戦争は、彼の膨張論に実現性を待たせることになる。日清戦争を契機として、蘇峰の方がやや露骨ではあるが、羯南の思想に丸山のいう「兇悪な犯罪者」としての萌芽を見ることができるかもしれない。

本稿では、条約改正問題と日清戦争における羯南の対外論を蘇峰の膨張論と比較した。その結果、日清戦争期の主張にはかなりの一致点を見出すことが出来た。しかし、その後の戦後経営について、両者は対照的な立場を取るようになる。蘇峰は更なる軍備拡張を主張し、その帝国主義的な膨張論に拍車をかける。一方、羯南は戦後の軍拡には一貫して反対し続け、「民力休養」を唱えた。戦中の主張を支えた両者の論理の違いが戦後において鮮明になったといえるだろう。今回は明治二十年代という時代に区切ったが、今後はより広範な期間にわたる羯南と蘇峰の思想について比較研究を行っていきたい。

参考文献

西田長寿・植手通有編『陸羯南全集』全10巻（みすず書房、1968-1985）

『国民之友』民友社

『徳富蘇峰集』〈明治文学全集34〉筑摩書房、1977、第2版

有山輝雄『陸羯南』吉川弘文館、2007

井上貞光ほか『明治日本歴史体系普及版13 明治国家の成立』山川出版社、1996

井上貞光ほか『明治日本歴史体系普及版14 明治憲法体制の展開〔上〕』山川出版社、1996

植手通有『植手通有集2 徳富蘇峰論』あつぷる出版社、2015

片山慶隆「陸羯南研究の現状と課題—対外論・立憲主義・ナショナリズム—」『一橋法学』第6巻1号、2007

胆紅「陸羯南と新聞『日本』のアジア論：日清戦争まで」『国際公共政策研究』第9巻第2号、2005

朴羊信『陸羯南 政治認識と対外論』岩波書店、2008

坂野潤治『明治憲法体制の確立―富国強兵と民力休養』東京大学出版会、1971

松田宏一郎『陸羯南―自由に公論を代表す―』ミネルヴァ書房、2008

丸山眞男「陸羯南一人と思想」『中央公論』1947年2月号（『丸山眞男集』第三卷、岩波書店、1995）

米原謙『徳富蘇峰』中公新書、2003